

稲城市告示第68号

別紙に掲げる者に係る国民健康保険税賦課決定通知書等は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、その送達に代えて公示送達する。

なお、当該通知書等については、同条第2項の規定に基づき稲城市市民部保険年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年5月15日

稲城市長 高橋勝浩

